

前回の編集後記(2021年5月)で新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関して、「現在は第4波の到来と言われており、依然として厳しい状況が続いています」と記載いたしました。現在は第5波の真最中であり、9月15日現在、新規感染者数が減少傾向にあります。現在、先行きは不透明です。私も11月13日(土)、14日(日)に日本皮膚科学会東京支部学術大会を開催させていただきますが、今のところハイブリッド開催を目指しております。ワクチン接種はかなり進んできており喜ばしい状況と思いますが、デルタ株に次いで世界的にはラムダ株、ミュー株なども出てきており予断を許しません。一日も早く感染状況が収束に向かうことを祈念しております。

話は変わりますが、「皮脂欠乏症診療の手引き2021」を常深祐一郎先生、新井 達先生、市山 進先生、加藤則人先生、菊地克子先生、久保亮治先生、照井 正先生、中原剛士先生、二村昌樹先生、室田浩之先生、五十嵐敦之先生と一緒に作成いたしました。今年の日本皮膚科学会雑誌9月号に掲載されました(日皮会誌, 131:2255-2270, 2021)。皮脂欠乏症(乾皮症と同義)に対しては、一般的に保湿剤による治療が行われており、医療用保湿剤の適正使用の促進が求められています。美容目的での保険を用いた処方には厳に慎まなければなりません。本診療の手引きでは、皮脂欠乏症において医療用保湿剤による治療が必要な皮膚症状を定義し、当該患者が標準化された診断・治療を受けられるようにすることを目的としました。

皮脂欠乏症は医療用保湿剤などを用いた治療介入の対象となりますが、生理的要因や環境要因に伴う一過性で軽度の皮脂欠乏症では、医療用保湿剤による治療を要しないこともあります。軽微な鱗屑や粗糙のみを認め、掻痒を伴わない場合には、セルフメディケーションで対処できます。一方、明らかな鱗屑や掻破痕を認め、悪化が予測される場合は、掻痒を伴わなくても医療用保湿剤による治療介入を考慮する必要があります。アトピー性皮膚炎、放射線治療、透析治療に伴う皮脂欠乏症や分子標的薬による皮脂欠乏症などは医療用保湿剤による治療介入が必要と思います。本診療の手引きにより、医学的な視点のみならず、保険診療上でもさらに適切な皮脂欠乏症診療が普及することが望まれます。

(佐伯秀久)

— 顧 問 —

大原 國章 大塚 藤男

— 編集委員 —

土田 哲也 五十嵐敦之 相馬 良直 林 伸和 佐伯 秀久

「皮膚科の臨床」第63巻 第11号 10月号 2021年10月1日発行(毎月1回1日発行) 定価 3,080 円(本体 2,800 円+税 10%) 年間購読料金 定価 47,630 円(本体 43,300 円+税 10%) [年間13冊(臨時増刊号、増大号を含む)の誌代] [年間予約購読者に限り送料無料]	発行所 金原出版株式会社 発行者 福村 直樹 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14 TEL 03(3811) 7165 [編集室直通] TEL 03(3811) 7184 [営業部直通] FAX 03(3813) 0288 ホームページ http://www.kanehara-shuppan.co.jp 振替口座 00130-1-191269 印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005 広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600
---	---

- 本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権(送信可能化権を含む)、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

- ・**JCOPY**＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(TEL: 03-5244-5088, FAX: 03-5244-5089, E-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。